

厚生労働省告示第二百十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及  
び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）の施行に伴い、食事の提供に要する  
費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百六十五号）は、平  
成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子